研究振興局ライフサイエンス研究課長　板倉　康洋
研究振興局振興企画課長に任命する
独立行政法人理化学研究所経営企画部長　堀内　義規
研究振興局ライフサイエンス課長に任命する
独立行政法人科学技術振興機構経営企画部長　内丸　幸喜
研究開発局開発企画課長に任命する
独立行政法人日本原子力研究開発機構原子力機構改革推進室次長　清浦　隆
研究開発局海洋地球課長に任命する
国立大学法人東京農工大学先端産学連携研究推進センター特別招へい教授　松尾　浩道
研究開発局環境エネルギー課長に任命する（以上一月十七日）
大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）　大木　高仁
スポーツ・青少年局競技スポーツ課長　杉浦　久弘
辞職を承認する（各通）（一月三十一日）
国立大学法人横浜国立大学理事・事務局長　有松　育子
大臣官房審議官（生涯学習政策局担当）に任命する
国立教育政策研究所教育課程研究センター研究開発部長　谷合　俊一
生涯学習政策局社会教育課長に任命する
文化庁文化財部記念物課長　榎本　剛
初等中等教育局国際教育課長に任命する
生涯学習政策局社会教育課長　坪田　知広
スポーツ・青少年局競技スポーツ課長に任命する
初等中等教育局国際教育課長　神代　浩
文化庁に出向させる
国立大学法人新潟大学医学部長　髙橋　姿
国立大学法人新潟大学長に任命する（以上二月一日）

厚生労働省

小賀野晶一
労働保険審査会委員に任命する（二月十六日）

官庁報告

官庁事項

人事交流を希望する民間企業の公募

防衛省は、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号。以下「法」という。）第24条第１項において準用する法第６条第１項の規定により、平成26年度において人事交流を希望する民間企業を次のとおり公募します。

平成26年２月19日　防衛大臣　小野寺五典

１　応募できる民間企業

株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、信用金庫及び相互会社

２　応募手続

⑴　交流派遣（防衛省から民間企業へ派遣）に係る職員を受け入れることを希望する民間企業は、次に掲げる交流派遣に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流派遣を希望する防衛省の職員の年齢及び必要な経験

②　交流派遣を希望する防衛省の職員の当該民間企業における地位及び業務内容

③　労働契約の期間

④　交流派遣による受入れを希望する防衛省の職員の当該民間企業における賃金、労働時間その他の労働条件

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

⑵　その雇用する従業員が交流採用（民間企業から防衛省に採用（ただし、自衛官としての交流採用は行わない。））をされることを希望する民間企業は、次に掲げる交流採用に関する条件を記載した書類を提出する。

①　交流採用を希望する民間企業の従業員の年齢及び経歴

②　交流採用を希望する民間企業の従業員の防衛省における希望職務内容

③　任用期間

④　交流採用に当たって当該民間企業との雇用関係の継続を希望するか否かの別

⑤　①から④までに掲げるもののほか、当該民間企業が必要と認める条件

３　応募に関する問い合わせ先及び書類提出先

防衛省人事教育局人事計画・補任課

〒162―8801　東京都新宿区市谷本村町５―１

電話番号：03―3268―3111（代表）（内線20755）

法　　務

公証人任免

宇都宮地方法務局所属公証人小沢駿介は願により公証人を免ぜられた。

佐藤孝明は公証人に任命され、宇都宮地方法務局所属公証人小沢駿介の後任を命ぜられた。（以上二月二日）（法務省）

公　　告

諸　事　項

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第２号の規定に基づき、平成26年２月４日から６か月の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年２月19日

千葉地方法務局長　加藤　三男

記

氏名　石井　輝夫

所属する司法書士会　千葉司法書士会

登録番号　千葉第861号

事務所の所在地　千葉県館山市北条1123番地

違反行為　受託事件の放置等

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年２月19日

四国地方整備局長　三浦　真紀

１　処分をした年月日　平成26年１月27日

２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社穴吹工務店　徳田　善昭　香川県高松市藤塚町１―11―22　国土交通大臣許可（般・特―24）第1478号

３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取り消し（電気工事業に関する一般建設業の許可及び管工事業に関する特定建設業の許可）

４　処分の原因となった事実　平成25年12月27日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第９７３号

岡山県津山市山下53番地

申立人　岡山県美作県民局長　増本　好孝

本籍鳥取県東伯郡竹田村大字下畑２番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所本籍に同じ、死亡年月日昭和13年11月23日、出生の場所不明、出生年月日安政４年８月11日、職業不明

被相続人　亡　石坂　たき

岡山県真庭市勝山179番地

相続財産管理人　水島　敏裕

岡山家庭裁判所津山支部

平成２５年（家）第１０２号

徳島県海部郡海陽町櫛川字岡50番地２

申立人　谷　　公彰

本籍徳島県海部郡海陽町櫛川字折王谷25番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所徳島県海部郡牟岐町、死亡年月日平成25年２月25日、出生の場所徳島県海部郡海南町、出生年月日昭和32年10月19日、職業農業

被相続人　亡　谷　　敏臣

事務所徳島市徳島本町１丁目９番地ＮＯＤＡビル２Ｆ

相続財産管理人　弁護士　笹谷　正廣

徳島家庭裁判所牟岐出張所

平成２５年（家）第４０７８号

宮崎市恒久１丁目７番地14

申立人　公益社団法人宮崎県農業振興公社

本籍宮崎県児湯郡都於郡村大字荒武282番地１、最後の住所宮崎県西都市大字荒武80番戸、死亡の場所不詳、死亡年月日大正３年10月５日、出生の場所不詳、出生年月日万延元年５月26日、職業不詳

被相続人　亡　平郡　武吉

事務所宮崎市瀬頭２丁目１番27号

相続財産管理人　司法書士法人法務総合サポート

宮崎家庭裁判所